

『令和7年度 障害児（者）施設等の整備方針について』（令和6年4月5日埼玉県福祉部障害者支援課策定）の3における主な評価のポイント  
記

(1) 重度障害児者の住まいの場の創設

①障害者入所施設

- ・非常用自家発電設備の有無
- ・入所を見込んでいる者についてグループホームでの対応が困難な状況など具体的に記載されているか
- ・地域移行の支援に関する現在の法人の体制
- ・当該市町村における入所施設の不足の解消に向かうかの見通し
- ・定員規模（入所希望者減少への観点）
- ・入所定員に占める個室の割合
- ・圏域及び当該市町村における整備率

②障害児入所施設

- ・非常用自家発電設備の有無
- ・定員規模
- ・入所定員に占める個室の割合

③重度障害者が入居するために必要な設備を備えたグループホーム

- ・重度障害者に対応する設備の有無（施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等介護設備、スプリンクラー、非常用自家発電設備等。）
- ・併設型の短期入所の有無

(2) 老朽化した施設の入所者等の安心・安全を確保するため、障害児者の住まいの場の大規模修繕・移転創設などの整備

○障害者入所施設の増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等
- ・地域移行に関する実績、入所者の意向及び当該意向を踏まえた中長期的な施設整備計画
- ・入所施設から地域移行等をすすめるグループホームの創設
- ・併設型の短期入所の有無
- ・施設の小舎化等

○障害児入所施設の増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等
- ・施設の小舎化等

○グループホームの増改築、大規模修繕、移転創設等

- ・建物の築年数、耐震性能等

(3) 重症心身障害児・重度障害者を支援する通所事業所等の創設

①重症心身障害児を支援する通所事業所及び児童発達支援センター

- ・当該事業種別の事業所が設置されていない市町村における整備

②重度障害者を支援するために必要な設備を備えた通所事業所

- ・重度障害者に対応する設備の有無（施設全体のバリアフリー、特殊浴槽、多目的トイレ等）

(4) (1)～(3)の整備案件を含め、「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」、「次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱」の対象となる障害児者施設・事業所に係る全ての整備

- ・市町村計画への位置づけ
- ・県計画に対する当該施設・事業所種別の充足率
- ・防災拠点として、市町村が策定する地域防災計画への位置づけ
- ・重度障害児者を支援するために必要な設備の設置
- ・短期入所の併設
- ・地域生活支援拠点としての位置づけ
- ・危険区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）かどうか  
危険区域において新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じられるか
- ・非常用自家発電設備の整備（入所施設、グループホーム、医療的ケアが必要な利用者がある通所事業所、市町村の防災拠点とされている通所事業所）
- ・ブロック塀等の改修整備